

肢体自由児教育と幼稚園教育で使用される「環境」という語句の意味合いの違い —国際生活機能分類（ICF）の環境因子の分類を用いた試み—

古屋 義博*
Yoshihiro FURUYA

I. はじめに

古屋（2021）は、「筆者の主観であるが、幼稚園教育と特別支援学校教育の各基調、あるいは学校教育文化や雰囲気の違いを感じてきた。」として、学校教育法や学習指導要領（幼稚園教育要領）などを手がかりにしながら、幼稚園教育と特別支援学校教育の発達観や指導観などを支える基調の違いについて検討した。

障害児教育（肢体不自由児教育）を専門とする古屋（2021）は、2015（平成 27）年度から現在に至るまで、文部科学省および都道府県・都道府県教育委員会が主催する「幼稚園教育理解推進事業（都道府県協議会）」への参画や、2018（平成 30）年度から 2020（令和 2）年度に至った所属大学附属幼稚園長の兼任をする中で、幼稚園教諭または保育所保育士、認定こども園保育教諭らと直接的かつ継続的に関与し合ってきた。その際に、使われる言葉に始まり、子どもの発達観や教育（保育）観、拠り所とする思想や理論などの違いを常に感じていたと述べている。

そこで本稿は、肢体不自由児教育と幼稚園教育で頻繁に使用される「環境」という語句に焦点を当てて、その意味合いの違いについて、「健康状況と健康関連状況を記述するための、統一的で標準的な言語と概念的枠組みを提供」することを目的とする世界保健機関（2001）が示す国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health；以下、ICF）の環境因子（Environmental Factors）の分類、「生産品と用具（以下、生産品）（e1）」、「自然環境と人間がもたらした環境変化（以下、自然環境）（e2）」、「支援と関係（以下、支援（e3）」、「態度（e4）」、「サービス・制度・政策（以下、制度）（e5）」を使って整理する。それによって、肢体不自由児教育で使用される「環境」という語句の意味合いと、幼稚園教育のそれとの共通点や相違点を明らかにしたい。

なお、本稿では「幼稚園教育」という語句を、学校教育法第 1 条学校としての幼稚園で、学校教育法や幼稚園教育要領などに基づき編成された教育課程によって実施される教育（保育）という意味で使用する。

II. 肢体不自由児教育で扱う「環境」という語句の意味合い

学校教育法第 75 条に「第 72 条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。」とあり、特別支援学校のいわゆる「就学基準」

* 山梨大学教育学部障害児教育講座

として、学校教育法施行令第 22 条の 3 の表がある。「肢体不自由者」は以下のとおりである。

- 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によって歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
- 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

第一号規定は主に肢体不自由の程度に、第二号規定は主に医学的観察の必要性に焦点が当てられている。よって、特に配慮される「環境」の性質には違いがあるために、それぞれに検討する。第一号規定に関する検討は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（2017（平成 29）年告示）第 2 章各教科に関する肢体不自由児への配慮事項の解説（文部科学省，2018b）を用いる。第二号規定に関する検討は、同第 7 章自立活動の内容区分「健康の保持」の解説（文部科学省，2018c）を用いる。

1. 肢体不自由者の第一号規定と「環境」との関連づけ

肢体不自由児の各教科に関する 5 つの配慮事項の解説（文部科学省，2018b）の中で、「環境」を指し示すであろう箇所を中心に引用しながら検討する。その該当箇所に、ICF の「詳細分類と定義」を手がかりにして、環境因子の分類記号を付ける。

(1) 「思考力、判断力、表現力等」の育成（第 2 章第 1 節第 1 款の 3 の（1））

肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きに困難があることから、様々なことを体験する機会が不足したまま、言葉や知識を習得していることが少なくない。そのため、言葉を知っていても意味の理解が不十分であったり、概念が不確かなまま用語や数字を使ったりすることがある。また、脳性疾患等の児童生徒には、視覚的な情報や複数の情報（e2）の処理を苦手とするなどの認知の特性により、知識の習得や言語、数量などの基礎的な概念の形成に偏りが生じている場合がある。…略…

各教科の指導に当たっては、具体物（e1）を見る、触れる、数えるなどの活動や、実物（e1）を観察する、測る、施設等を利用するなどの体験的な活動を効果的に取り入れ、感じたことや気付いたこと、特徴などを言語化し、言葉の意味付けや言語概念等の形成を的確に図る学習が大切になる。…略…

（文部科学省 [2018b] 11-12. 下線や分類記号は筆者による。）

肢体不自由児の認知の特性を踏まえて、感覚刺激（e2）の精選や実物等（e1）の積極活用が指摘されている。

(2) 指導内容の設定等（第 2 章第 1 節第 1 款の 3 の（2））

肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒が身体の動きやコミュニケーションの状態等から学習に時間がかかること、自立活動の時間があること、療育施設等において治療や機能訓練等を受ける場合があることなどから、授業時間が制約されるため、指導内容を適切に設定（e5）することが求められる。…略…

また、…略… 今回の改訂においては、「重点を置く事項」には時間を多く配当する必要がある一方で、時間的制約の関係から時間を多く配当できない事項も生じることを踏まえ、指導内容の取扱いに軽重をつけ、計画的に指導（e5）することが大切であることを示すこととした。…略…

…略… 各教科の目標と指導内容との関連を十分に研究し、各教科の内容の系統性や基礎的・基本的な事項を確認した上で、重点の置き方、指導の順序、まとめ方、時間配分を工夫（e5）して、指導の

肢体自由児教育と幼稚園教育で使用される「環境」という語句の意味合いの違い

効果を高めるための指導計画を作成することが重要である。

なお、従前まで「指導内容を適切に精選し」としていた規定を、「指導内容を適切に設定し」に改めた(e5)。今回の改訂においては、肢体不自由のある児童生徒が、様々な事情により授業時間が制約されることを理由にして、履修が可能である各教科の内容であるにもかかわらず、取り扱わなくてよいとするような誤った解釈を避けることを意図したものである。

(文部科学省[2018b]12-13, 下線や分類記号は筆者による。)

肢体不自由児教育では、教育課程編成上の様々な特例、その主な規定として「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、第1章第8節)が利用され、引用文中のように「誤った解釈」の回避が必要である。そのため、制度としての教育課程編成の基準性(e5)が強調されている。

(3) 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫(第2章第1節第1款の3の(3))

…略…よい姿勢を保持することは、学習内容を理解する点からも重要である。例えば、上下、前後、左右の方向や遠近等の概念は、自分の身体が基点となって形成されるものであるから、安定した姿勢を保つことにより、こうした概念を基礎とする学習内容の理解が深まることになる。したがって、学習活動に応じて適切な姿勢がとれるように、いすや机の位置及び高さなどを調整(e1)することについて、児童生徒の意見を聞きながら工夫するとともに、児童生徒自らがよい姿勢を保つことに注意を向けるよう日ごろから指導することが大切である。

一方、肢体不自由のある児童生徒の認知の特性に応じて指導を工夫することも重要である。脳性疾患等の児童生徒には、視覚的な情報や複合的な情報(e2)を処理することを苦手とし、提示された文字や図の正確な把握、それらの書き写し、資料の読み取りなどに困難がある場合がある。こうした場合には、…略…指導の手順を工夫(e3)することなども考えられる。…略…

(文部科学省[2018b]13-14, 下線や分類記号は筆者による。)

肢体不自由児の認知の特性を踏まえ、感覚刺激(e2)や姿勢保持(e1)の調整を前提にして、指導の手順を工夫(e3)することの重要性が指摘されている。

(4) 補助具や補助的手段、コンピュータ等の活用(第2章第1節第1款の3の(4))

…略…近年の情報通信ネットワークを含めた情報機器(e1)の進歩は目覚ましく、今後さらに学習での様々な活用が想定されることから、情報機器に関する知見を広く収集し、学習への効果的な活用の仕方を工夫することが求められる。なお、補助具や補助的手段(e1)の使用は、児童生徒の身体の動きや意思の表出の状態、またそれらの改善の見通しに基づいて慎重に判断し、自立活動の指導との関連を図りながら、適切に活用することが大切である。また、補助具や補助的手段の使用が、合理的配慮(e1)として認められる場合は、そのことを個別的教育支援計画や個別の指導計画(e5)に明記するなどして、適切な学習環境を保障することが求められる。

(文部科学省[2018b]14, 下線や分類記号は筆者による。)

情報機器を含む様々な補助具や補助的手段(e1)の積極活用や、制度として作成義務である個別的教育支援計画(e5)などの様式の活用が求められている。

(5) 自立活動の時間における指導との関連(第2章第1節第1款の3の(5))

肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きやコミュニケーションの状態、認知の特性等により、各教科の様々な学習活動が困難になることが少なくないことから、それらの困難を改善・克服するよう

に指導することが必要であり、特に自立活動の時間における指導と密接な関連 (e5)を図り、学習効果を高めるよう配慮しなければならない。…略…

学習効果を高めるためには、児童生徒一人一人の学習上の困難について、指導に当たる教師間で共通理解を図り、一貫した指導を組織的に行う (e3)必要がある。また、学習上の困難に対し、児童生徒自身が自分に合った改善・克服の仕方を身に付け、対処できるように指導 (e3)していくことも大切である。なお、各教科において、自立活動の時間における指導と密接な関連を図る場合においても、児童生徒の身体の動きやコミュニケーション等の困難の改善に重点が置かれ過ぎることによって、各教科の目標を逸脱してしまうことのないよう留意 (e5)することが必要である。

(文部科学省[2018b] 15, 下線や分類記号は筆者による。)

教育課程の適切な編成 (e5) やその基準性からの逸脱 (e5) を回避することが指摘されている。また、組織的な対応 (e3) や児童生徒自身に適した問題解決の方法を指導 (e3) することも指摘されている。

2. 肢体不自由者の第二号規定と「環境」との関連づけ

自立活動の内容区分「健康の保持」の解説(文部科学省, 2018c)の中で、肢体不自由および肢体不自由を含めた障害全般に関する説明がなされ、かつ「環境」を指し示すであろう記述のある箇所を引用しながら検討する。

(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること (第7章第2の1 (1))

障害が重度で重複している幼児児童生徒であって、発達の遅れが著しいほど、このような観点からの指導を行う必要がある。このような幼児児童生徒には、覚醒と睡眠のリズムが不規則なことが多く、しかも、体力が弱かったり、食事 (e1)の量や時間、排泄の時刻が不規則になったりする傾向 (e2)が見られる。

こうした幼児児童生徒の場合には、睡眠、食事、排泄というような基礎的な生活のリズム (e2)が身に付くようにすることなど、健康維持の基盤の確立を図るための具体的な指導内容の設定が必要である。…略…

このような場合には、個々の幼児児童生徒の困難の要因を明らかにした上で、無理のない程度の課題から取り組むことが大切である。生活のリズムや生活習慣の形成は、日課に即した日常生活の中で指導 (e3)をすることによって養うことができる場合が多い。また、清潔や衛生を保つ (e2)ことの必要性を理解できるようにし、家庭等との密接な連携の下に不衛生にならないように日常的に心がけられるようにすることが大切である。

なお、生活のリズムや生活習慣の形成に関する指導を行う際には、対象の幼児児童生徒の1日の生活状況を把握する必要がある。特に、覚醒と睡眠のリズム (e2)、食事及び水分摂取の時間 (e2)や回数・量、食物の調理形態 (e1)、摂取時の姿勢 (e1)や援助の方法 (e3)、口腔機能の状態、排泄の時間帯 (e2)・回数、方法、排泄のサインの有無などに加えて、呼吸機能、体温調節機能 (e2)、服薬の種類や時間、発熱、てんかん発作の有無とその状態、嘔吐、下痢、便秘など体調に関する情報も入手しておくことが大切である。(文部科学省[2018c], 51-52, 下線や分類記号は筆者による。)

時間の変化 (e2) に伴う睡眠や食事 (e1) への着眼や、清潔や衛生 (e2) の重要性などの様々な具体例が紹介されている。呼吸機能や体温調節機能を踏まえた直接的な言及はないが、一般的

には空調 (e2) が重要であろう。また、基礎的な生活のリズムを踏まえながら、日課に即した日常生活での指導 (e3) や摂取時の適切な姿勢保持 (e1) などの重要性が指摘されている。

(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること (第7章第2の1(2))

…略… 二分脊椎の幼児児童生徒の場合、尿路感染の予防のために排泄指導、清潔の保持、水分の補給及び定期的に検尿を行うことに関する指導をするとともに、長時間同じ座位をとることにより褥瘡ができることがあるので、定期的に姿勢変換を行うよう指導 (e3) する必要がある。

進行性疾患のある幼児児童生徒の場合、病気を正しく理解し、日々の体調や病気の状態の変化に留意しながら、過度の運動及び適度な運動に対する理解や、身体機能の低下を予防するよう生活の自己管理に留意した指導 (e3) を行う必要がある。…略…

(文部科学省[2018c], 56, 下線や分類記号は筆者による。)

自身の身体機能を踏まえた生活の自己管理に留意した指導 (e3) などの重要性が指摘されている。

(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること (第7章第2の1(3))

…略… 下肢切断によって義肢を装着している場合、義肢を装着している部分を清潔に保ったり、義肢を適切に管理 (e3) したりすることができるようにする必要がある。

床ずれ等がある場合、患部への圧迫が続かないように、定期的に体位を変換 (e3) することの必要性を理解し、自分で行う方法を工夫したり、自分でできない場合には他の人に依頼 (e3) したりできるようにすることが大切である。…略… (文部科学省[2018c], 54, 下線や分類記号は筆者による。)

上記(2)と同様、自身の身体機能を踏まえた生活の自己管理に留意した指導 (e3) などの重要性が指摘されている。

(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること (第7章第2の1(4))

この区分について、文部科学省(2018c)は次のように説明している。

今回の改訂では、六つの区分は従前と同様であるが、発達障害や重複障害を含めた障害のある幼児児童生徒の多様な障害の種類や状態等に応じた指導を一層充実するため、「1 健康の保持」の区分に「(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。」の項目を新たに設けた。

(文部科学省[2018c], 18)

小・中学校等に在籍している、主に発達障害を有する児童生徒の自立活動を実施する際の手がかりの拡充として、2017(平成29)年改訂で設けられたという背景がある。そのため、肢体不自由を例にした記述がないことから、この区分についての考察は行わない。

(5) 健康状態の維持・改善に関すること (第7章第2の1(5))

障害が重度で重複している幼児児童生徒の場合、健康の状態を明確に訴えることが困難なため、様々な場面で健康観察を行うことにより、変化しやすい健康状態を的確に把握することが必要である。その上で、例えば、乾布摩擦や軽い運動を行ったり、空気、水、太陽光線を利用 (e2) して皮膚や粘膜を鍛えたりして、血行の促進や呼吸機能の向上などを図り、健康状態の維持・改善に努めることが大切である。

たんの吸引等の医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の場合、この項目の指導が特に大切である。その際、健康状態の詳細な観察が必要であること、指導の前後にたんの吸引等の医療的ケアが必要な

こともあることから、養護教諭や看護師等と十分連携 (e3)を図って指導を進めることが大切である。…略…

このような幼児児童生徒の体力低下を防ぐためには、運動することへの意欲を高めながら適度な運動を取り入れたり、食生活 (e1)と健康について実際の生活に即して学習したりするなど、日常生活において自己の健康管理ができるようにするための指導 (e3)が必要である。

健康状態の維持・改善を図る指導を進めるに当たっては、主治医等から個々の幼児児童生徒の健康状態に関する情報を得るとともに、日ごろの体調を十分に把握する必要があることから、医療機関や家庭と密接な連携 (e3)を図ることが大切である。

(文部科学省[2018c], 59, 下線や分類記号は筆者による。)

感覚刺激の調整 (e2) や食事 (e1) , 養護教諭や看護師らの関与や医療機関との連携 (e3) などの重要性が指摘されている。また、健康に関する日常生活での自己管理の指導 (e3) も指摘されている。

III. 幼稚園教育で扱う「環境」という語句の意味合い

幼稚園の機能は、以下のとおり、学校教育法第 22 条に示されている。

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(註:下線は筆者による。)

幼稚園の教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が定める幼稚園教育要領 (2017 (平成 29) 年告示) 第 1 章総則の冒頭には以下のような記述がある。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

(註:下線は筆者による。)

両記述とも「環境」という語句が重要な位置づけになっている。幼児が環境と相互作用しながら様々な遊びを行い、結果的に自発性を主に「生涯にわたる人格形成の基礎」を獲得するという広い意味合いとして使用されている。

「環境」という語句を鈴木 (2009) が学校教育法第 22 条の解説として、以下のように説明している。

幼児期は、乳児期に次いで心身が著しく発達し、環境から強い影響を受ける時期である。「適当な環境」とは、幼稚園の周囲、園地、園舎、園具教具等の物的環境のみならず、幼児教育に熟達した教員等の人的条件も含めた幼児に適した環境をいう。なお、平成一九年の本法の改正では、従来特段の修飾語が付されずに「適当な環境」とされていたことについて、より積極的に教育目的に適った環境が設定されるようになることが明確になるよう「幼児の健やかな成長のために」を追加する改正が行われた。

(鈴木[2009] 197, 下線は筆者による。)

この説明のとおり、「環境」という語句は、物的環境のみならず人的条件も含むとされている。

幼稚園教育要領解説（文部科学省，2018a）は，巻末資料と付録を除き，A5判270頁で構成されている。「環境」という語句は，目次を除き422回使用されている。その中で，「環境」という語句を説明している文章を抜き出す。（1）「環境」という語句がそもそも広義であるということをも前提で使われている箇所，（2）「支援（e3）」を指し示すという説明がなされている箇所，（3）「自然環境（e2）」を指し示すという説明がなされている箇所，とに分けて検討する。次いで，「環境」を修飾する語を連結させた熟語の使用状況を検討する。

1. 「環境」という語句がそもそも広義であるということをも前提で使われている箇所

先に紹介した鈴木（2009）のように「環境」には物的環境に人的条件も含まれるという説明である。以下，その該当箇所を，環境因子の分類記号を加えて引用する。

幼児は，環境との相互作用によって発達に必要な経験を積み重ねていく。したがって，幼児期の発達は生活している環境の影響を大きく受けると考えられる。ここでの環境とは自然環境（e2）に限らず，人も含めた幼児を取り巻く環境（e1・e3）の全てを指している。例えば，ある運動機能が育とうとしている時期に，一緒に運動して楽しむ友達がいるなど体を動かしたくなるような環境（e1・e3・e4）が整っていないければ，その機能は十分に育つことはできないであろう。また，言葉を交わす楽しさは，話したり，聞いたりすることが十分にできる環境（e1・e3・e4）がなければ経験できないこともあろう。したがって，発達を促すためには，活動の展開によって柔軟に変化し，幼児の興味や関心に応じて必要な刺激が得られるような応答性のある環境が必要である。

（文部科学省〔2018〕14. 下線や分類記号は筆者による。）

幼児が自分から興味をもって，遊具や用具，素材についてふさわしい関わりができるように，遊具や用具，素材の種類，数量及び配置を考えることが必要である。このような環境（e1）の構成への取組により，幼児は積極性をもつようになり，活動の充実感や満足感が得られるようになる。幼児の周りに意味のある体験ができるような対象を配置することにより，幼児の関わりを通して，その対象の潜在的な学びの価値を引き出すことができる。その意味においては，テーブルや整理棚など生活に必要なものや遊具，自然環境（e2），教師間の協体制度など幼稚園全体の教育環境（e1・e2・e3・e4）が，幼児にふさわしいものとなっているかどうか検討されなければならない。

（文部科学省〔2018〕28. 下線や分類記号は筆者による。）

環境を構成する意味や視点については，第2章において詳しく述べている。指導計画の作成において環境の構成を考える際には，場や空間（e1），物（e1）や人（e3），身の回りに起こる事象（e2），時間（e2）などを関連付けて，幼児が具体的なねらいを身に付けるために必要な経験をえられるような状況をどのように作り出していかを考えることが中心となる。その際，幼児の生活する姿に即してその生活が充実したものとなるように考えることが大切である。

（文部科学省〔2018〕95. 下線や分類記号は筆者による。）

環境を考えるに当たって，遊具や用具，素材など物的環境（e1）をどうするかは大切な問題である。しかし，幼児の活動に影響を与えている環境の要素は物だけではない。その場にいる友達や教師（e3・e4），そのときの自然事象（e2）や社会事象（e2・e3・e4），空間的条件や時間的条件，さらには，その場の雰囲気なども幼児の主体的活動や体験の質に影響を与えている。

（文部科学省〔2018〕239. 下線や分類記号は筆者による。）

保育の展開において大切なことは、環境と関わる教師の姿勢である。環境には、物的環境 (e1) や 人的環境 (e3・e4)、自然環境 (e2) や 社会環境 (e2・e3・e4) など様々な環境があるが、そのような環境に教師自身がどのように関わっているかということも環境 (e3・e4) として大きな意味ももってくる。幼児の中には、このような様々な環境に初めて触れる者やどう関わったらよいか分からない者もいる。そのようなときに、幼児は教師や周囲の幼児がその環境にどう関わるかを見て学んでいく。

(文部科学省[2018] 247. 下線や分類記号は筆者による。)

「環境」という語句を使用した後に、その文脈での詳細な説明がその都度追加されているという体裁である。「生產品 (e1)」や「支援 (e3)」「態度 (e4)」を中心としながらも「自然環境 (e2)」も含めて捉えられている。

2. 「支援 (e3)」を指し示すという説明がなされている箇所

教師主導の一方的な保育の展開ではなく、一人一人の幼児が教師の援助の下で主体性を発揮して活動を展開していくことができるような幼児の立場に立った保育の展開である。活動の主体は幼児であり、教師は活動が生まれやすく、展開しやすいように意図をもって環境を構成していく。もとより、ここでいう環境とは物的な環境 (e1) だけでなく、教師や友達との関わりを含めた状況 (e3・e4) 全てである。幼児は、このような状況が確保されて初めて十分に自己を発揮し、健やかに発達していくことができるのである。

(文部科学省[2018] 26. 下線や分類記号は筆者による。)

幼稚園における人的環境 (e3・e4) が果たす役割は極めて大きい。幼稚園の中の人的環境 (e3・e4) とは、担任の教師 (e3) だけでなく、周りの教師 (e3) や 友達 (e3) 全てを指し、それぞれが重要な環境となる。特に、幼稚園教育が環境を通して行う教育であるという点において、教師の担う役割は大きい。一人一人の幼児に対する理解に基づき、環境を計画的に構成し、幼児の主体的な活動を直接援助すると同時に、教師自らも幼児にとって重要な環境 (e3) の一つであることをまず念頭に置く必要がある。

(文部科学省[2018] 40. 下線や分類記号は筆者による。)

教師が心を傾けて幼児の話やその背後にある思いを聞きとり、友達同士で自由に話せる環境 (e3・e4) を構成したり、幼児同士の心の交流が図られるように工夫したりすることで、幼児の伝えたいという思いや相手の話を理解したいという気持ちを育てることが大切である。

(文部科学省[2018] 216. 下線や分類記号は筆者による。)

教師も重要な環境であると繰り返し強調している。「環境」を「支援 (e3)」および「態度 (e4)」を含めて捉えるとの説明であると考えられる。

3. 「自然環境 (e2)」を指し示すという説明がなされている箇所

家庭や地域とは異なり、幼稚園においては、教育的な配慮の下に幼児が友達と関わって活動を展開するのに必要な遊具や用具、素材 (e1)、十分に活動するための時間や空間 (e1) はもとより、幼児が生活の中で触れ合うことができる自然や動植物 (e2) などの様々な環境が用意されている。このような環境の下で、直接的・具体的な体験を通して一人一人の幼児の発達を促していくことが重要である。

(文部科学省[2018] 17-18. 下線や分類記号は筆者による。)

長期の指導計画は、各幼稚園の教育課程に沿って幼児の生活を長期的に見通しながら、具体的な指

表1 幼稚園教育要領解説（文部科学省，2018a）中の「環境」を含む熟語

語句	使用数	構成比	ICF「環境因子」分類との関連（○印は関連あり）				
			e1：生産品	e2：自然環境	e3：支援	e4：態度	e5：制度
教育環境	7	17%	○	○	○	○	
物的・人的環境	1	2%	21%	○	○	○	
生活環境	1	2%	○	○	○	○	
言語環境	5	12%			○	○	
人的環境	5	12%			○	○	
社会環境	1	2%	31%		○	○	
家庭環境	1	2%			○	○	
地域環境	1	2%			○	○	
物的・空間的環境	3	7%	7%	○	○		
物的環境	6	14%	17%	○			
室内環境	1	2%		○			
自然環境	10	24%	24%		○		

導の内容や方法を大筋で捉えたものである。長期の指導計画は、これまでの実践の評価や、累積された記録などを生かして、それぞれの時期にふさわしい生活が展開されるように作成することが大切である。その際、季節などの周囲の環境（e2）の変化や行事なども、幼児の発達や生活を十分に考慮して位置付けることが必要である。（文部科学省[2018]98, 下線や分類記号は筆者による。）

「環境」という語句がそもそも広義であるということを前提で使われている箇所や、「支援（e3）」という説明がなされている箇所に比べて、記述は少ない。「自然環境（e2）」に直接該当するであろう語句は、「自然や動植物」と「季節などの周囲の環境」である。

4. 熟語として用いられている「環境」

幼稚園教育要領解説（文部科学省，2018a）の中で、「環境」を修飾する語を連結させた熟語について、その修飾する語に着目して、ICFの「詳細分類と定義」を手がかりに分類した結果を表1に示す。

「生産品（e1）」や「支援（e3）」「態度（e4）」を含む広い意味合いであろう「教育環境」や「物的・人的環境」などが21%を占める。「支援（e3）」「態度（e4）」を意味するであろう「言語環境」や「人的環境」が31%である。これらは鈴木（2009）が述べる「物的環境のみならず、幼児教育に熟達した教員等の人的条件も含めた幼児に適した環境」の「人的条件」に相当するであろう。

IV. まとめ

以上の検討から、肢体不自由児教育での「環境」とは、「生産品（e1）」と「支援（e3）」が中心的な意味合いであることは明らかである。一方で、第二号規定では「自然環境（e2）」と、肢体不自由児教育全般にわたり指導の一貫性や系統性などを確保するための「制度（e5）」、つまり制度としての教育課程編成の基準性について指摘されていることが特徴的といえる。

一方、幼稚園教育での「環境」とは、広い意味合いとして用いられている。そして文脈によって、より具体的に説明をしている。その具体としては、「生産品（e1）」や「支援（e3）」「態

度 (e4) 」が中心的な位置づけになっている。

肢体不自由児教育も幼稚園教育も、「生産品 (e1) 」と「支援 (e3) 」が重要視されているが、必要な配慮事項の観点から、肢体不自由児教育の場合、「自然環境 (e2) 」と「制度 (e5) 」が相対的に重要な位置づけになっているといえる。

文 献

- 1) 古屋義博 (2021) 幼稚園教育と特別支援学校教育の各基調の比較-学校教育法や学習指導要領などを手がかりにしながら-。山梨障害児教育学研究紀要, 16, 15-24.
- 2) 文部科学省 (2018a) 幼稚園教育要領解説〈平成 30 年 3 月〉。フレーベル館。
- 3) 文部科学省 (2018b) 特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 (小学部・中学部)。開隆堂。
- 4) 文部科学省 (2018c) 特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編 (幼稚部・小学部・中学部)。開隆堂。
- 5) 鈴木勲 (2009) 逐条 学校教育法 第 7 次改訂版。学陽書房。
- 6) World Health Organization (2001) *International Classification of Functioning, Disability and Health*: 障害者福祉研究会 (編) (2002) ICF 国際生活機能分類-国際障害分類改定版-。中央法規。